## ●受付機関

《新規許可申請》次の区分を原則として申請してください。

県内業者	◆県内で処分する場合			
	「主な処分先」または「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関			
	◆県外へ搬出する場合			
	「工場等の主な排出事業所」または「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関			
県外業者	◆県内で処分する場合			
	「主な処分先」または「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関 ◆県外へ搬出する場合			
	「工場等の主な排出事業所」または「申請者の事業拠点」を管轄する受付機関			
	(申請者の事業拠点がなく、解体工事等で排出場所を特定できない場合は、県庁循			
	環社会推進課)			

- \*事業拠点/法人の場合は本社、支店、営業所など、個人の場合は住所など
- \*ご不明の点があれば、次の表にある受付機関にお問い合わせください。

## 受付機関一覧

機関の名称	所在地	電話番号	管轄
琵琶湖環境部	〒520-8577	077-528-3474	大津市※
循環社会推進課	滋賀県大津市京町四丁目1番		
	1号		
南部環境事務所	〒525−8525	077-567-5456	草津市、守山市、栗東市、
	滋賀県草津市草津三丁目 14番		野洲市
	75 号		
甲賀環境事務所	〒528-8511	0748-63-6134	湖南市、甲賀市
	滋賀県甲賀市水口町水口 6200		
東近江環境事務所	〒527-8511	0748-22-7759	近江八幡市、東近江市、
	滋賀県東近江市八日市緑町7		蒲生郡(日野町、竜王町)
	番 23 号		
湖東環境事務所	〒522-0071	0749-27-2255	彦根市、愛知郡(愛荘
	滋賀県彦根市元町4番1号		町)、犬上郡(豊郷町、
			甲良町、多賀町)
湖北環境事務所	〒526-0033	0749-65-6653	長浜市、米原市
	滋賀県長浜市平方町 1152 番 2		
	号		
高島環境事務所	〒520−1621	0740-22-6066	高島市
	滋賀県高島市今津町今津 1758		

<sup>※「</sup>大津市内のみの積替え・保管を含まない収集運搬業」については、大津市産業廃棄物対策課 (077-528-2062) にお問い合わせください。